

第29回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和4年11月30日（水）
- 2 開閉時間 午後4時30分開会 午後5時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斎藤哲子 6番 開澤克明 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博
9番 松田直人 10番 酒井雅憲 11番 北村浩光 12番 西永和美
13番 舟根 祐 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 6番 開澤克明、7番 山崎禎彦
- 9 議事内容
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 使用貸借の解約の通知について
報告第4号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第5号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名
について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の
確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 土地の現況証明書の交付について
議案第4号 別段の面積の区域指定について

10 議事録本紙

議長

これから、第29回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、6番委員、7番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第6報告第5号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が12番から14番までの3件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。

届出の個所図については、別冊、説明資料の1頁から5頁になりますので併せてご確認ください。

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」です。

農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第52条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は7頁、8頁をご覧ください。

番号が5番の1件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者、転用者については議案に記載のとおりです。

転用の目的は、住宅の建設です。

転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、住宅の建設であることから、基準を満たすものと判断します。

位置図については、説明資料の6頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第 3 号「使用貸借の解約の通知について」です。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案 11 頁、12 頁をご覧ください。

番号が 5 番の 1 件です。

所有権移転のための解約になります。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 13 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 14 頁になりますのでご覧ください。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。

続きまして、議案 15 頁をご覧ください。

報告第 5 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員の指名について、専決処分しましたので報告します。

番号が 1 番から 4 番の 4 件の案件で、現地確認委員は議案に記載のとおりです。

報告について以上です

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 16 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」です。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものです。

議案は 17 頁、18 頁をご覧ください。

番号が 29 番の 1 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考に記載のとおり耕作者変更によるものです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が解約成立日から 6 か月以内であり、要件に合致していることを確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は 21 頁、22 頁になりますのでご覧ください。

番号が 11 番から 12 番までの 2 件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人（貸主）譲受人（借主）の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、（賃貸料）につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の 7 頁、8 頁になります。農地法第 3 条の調査書については、説明資料の 9 頁、10 頁の調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていることを確認しています。

11 番、12 番の案件は共有名義の一部を贈与する案件であり、所有権移転時期の関係から契約が 2 本に分かれているため、2 件の案件となっています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は
挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第3号「土地の現況証明書の交付について」
を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案24頁をご覧ください。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証
明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案25頁、26頁をご覧ください。

番号が9番から12番までの4件で12筆の願出がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏
名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、4件とも地目変更のためです。

説明資料は、11頁から23頁に現地調査票、航空写真、現地写真をそれぞ
れ添付していますのでご確認ください。

現地確認により願出の9番の案件については、全て田、10番から12番
の案件については、全て農地以外と判断しています。

報告第5号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました
ので、9番から12番の案件について、現地確認委員から現地の状況を
報告願います。

9番委員 はい、9番と11番の案件について、11月15日、佐藤委員、酒井委員、
開澤委員、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった9番の該当地は、隣接する田と一体であり、申請のとおり
田であると判断いたしました。

11番の該当地は、宅地として利用しており、年数が相当経過しているた
め農地以外であると判断いたしました。

報告は以上です。

11番委員 はい、10番と12番の案件について、11月10日、小野寺委員、坂上委
員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった10番の該当地は、宅地として利用しており、年数が相当経
過しているため農地以外であると判断いたしました。

12番の該当地は、相当の期間、農地として利用しておらず、山林、原野
化しており、将来的にも周囲の状況から見て、農業上の利用の増進を図る
ことが見込まれない農地であることから、農地以外であると判断いたしま
した。

報告は以上です。

議長 それでは、議案第3号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第10議案第4号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案27頁をご覧ください。

議案第4号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定について審議願います。

議案28頁をご覧ください。

番号が3番の1件、1筆の申請です。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

説明資料の24頁に調査書、25頁に航空写真、26頁に現地写真を載せてありますので、ご確認ください。

この案件について、令和4年11月11日付けで申請があり、集積又は集約に適さない小規模な農地として受理しています。

別段の面積の指定については、説明資料の24頁の判断要件調査書により判断要件を調査し、今回申請のあった面積が1筆で697m²、家庭菜園の範囲と判断しています。

隣接する住宅の購入を予定している方が、取得を希望していることから、今後、適切な管理が見込まれると考えます。

以上から、別段の面積の区域指定は、認められると判断いたします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「別段の面積の区域指定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、議案第4号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 はい、議案29頁その他の1番「次回の定例会について」です。

次回、第30回の日程ですが12月20日（火）の16時30分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

それでは、12月20日（火）の16時30分からでお願いします。

局長 続きまして、2番「農地移動適正化あっせん経過報告について」です。

前回から、新たな申し込みがありましたので、あっせん委員の指名をお願いします。

議長 (あっせん委員指名)

局長 その他連絡事項について説明

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

局長 案件は以上です。

議長 それでは、以上をもって第29回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。